

## 【政治活動事務所用看板等の証票について】

選挙のない平時において、公職の候補者等（現職・候補者・立候補予定者）又はその後援団体は、選挙運動にわたらない限り、政策の普及や宣伝、党勢の拡張、政治啓発などの政治活動を原則として自由に行うことができます。

ただし、公職の候補者等と後援団体の政治活動用の事務所の立札および看板の類の掲示に関しては、選挙目当てのものにならないように時期にかかわらず次のような制限が設けられています。（公職選挙法第143条第16項および第17項）

公職にある者、公職の候補者になろうとする者及びそれらの者の後援団体が政治活動のために使用する事務所に、当該候補者の氏名や氏名類推事項または当該団体の名称を記載した立札及び看板の類を掲示する場合には、対象となる選挙を管理する選挙管理委員会に枚数、設置場所を届出し、その際に交付される証票を貼付することが必要となります。

### ○杵築市選挙管理委員会の証票交付対象となる選挙について

杵築市選挙管理委員会の証票交付対象となる選挙は、次の2つの選挙です。

1. 杵築市長選挙
2. 杵築市議会議員選挙

### ○政治活動のために使用する事務所の立札・看板の類の規格について

公職の候補者や公職の候補者になろうとする者の氏名もしくは氏名が類推される事項、又はその後援団体の名称を表示する立札・看板等を政治活動用事務所に掲示する場合は、下記の5つの要件をすべて満たしていなければなりません。

1. 1人の公職の候補者やその後援団体が設置できる立札・看板等の上限はそれぞれ6枚（合計12枚）まで。
2. 1つの事務所に2枚まで。（1枚の看板を両面使用する場合は2枚として扱います。）
3. 縦150cm以内、横40cm以内。（脚付きは、脚の部分も含む。また、縦横の長さの制限内であれば、横にするのも自由である。）
4. 選挙管理委員会で交付される証票が貼り付けてあること。
5. 立札・看板等が政治活動用事務所の表示をするためのものであること。（政治活動のために使用する事務所以外には掲示することができません）。

※後援団体は、大分県選挙管理委員会に政治団体として届け出し、登録されていることが必要です。

## ○掲示できる場所について

立札及び看板の類は、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示しなければならない。(公職選挙法第143条第16項第1号)

従って、畑や野原や街角など事務所の実態のない場所や、事務所から離れた場所への掲示はできない。

※事務所の表示を口実として公職の候補者等の氏名を普及宣伝していると認められる場合には、選挙運動とみなされるため掲示できません。

※1つの場所に候補者等の事務所と後援団体の事務所が同居している場合には、それぞれの事務所の実態がある場合、それぞれ2枚まで掲示することができます。

## ○看板等の掲載内容について

事務所を示す内容となっています。選挙運動にわたる内容は掲載できません。

## ○注意事項について

◇あんどん(内照)式のもの、ネオンサイン・電光などを使用したものは使用できません。

◇看板を両面使用する場合は、表裏で2枚の看板とみなされ、証票も両面に必要です。

◇証票を紛失、返還する場合及び当初に届出た設置場所から立札・看板等を移動させた時は、選挙管理委員会に届出が必要となります。

◇当該選挙の期日の告示日の前に掲示したものであれば、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに掲示又は移動することはできません。

## ○罰則規定について

証票交付の手續きが取られていない場合や有効期限切れの場合、または事務所の実態がないところへの掲示などは、公職選挙法第243条により2年以下の禁錮または50万円以下の罰金となることがありますので注意してください。

## ○証票の交付申請について

証票交付申請書を杵築市選挙管理委員会事務局へ提出してください。(申請書等は選管事務局に備え付け。)

ただし、後援団体は大分県選挙管理委員会で受理された「政治団体設立届」(県選管の受付印のあるもの)の写しを添付してください。

杵築市選挙管理委員会事務局(杵築市役所本庁舎2階)

電話：0978-62-1813      F A X：0978-63-5988